

広島県生涯学習審議会委員の任命について

1 概要

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項及び広島県生涯学習審議会条例（平成13年広島県条例第2号）の規定に基づき、広島県生涯学習審議会の次期委員を次のとおり決定した。

2 委員の任務

生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について意見を述べる。

3 委員名簿（各区分ごとに五十音順で記載）

区分	氏名	性別	社会教育分科会	所属職名等
学校教育関係者	住田 直之（すみだ なおゆき）	男		公益財団法人広島県私立幼稚園連盟理事長
	西岡 律子（にしおか りつこ）	女	○	広島県公立学校校長会連合会（海田町立海田南小学校長）
	柚木 尚美（ゆずき なおみ）	女		一般社団法人教育ネットワーク中国研修委員， 広島修道大学総務部長
家庭教育支援関係者	緒方 恵理子（おがた えりこ）	女	○	尾道市向東地区家庭教育支援チーム”親ちから”代表
	山田 洋子（やまだ ようこ）	女	○	広島県PTA連合会副会長
社会教育関係者	赤利 治美（あかり はるみ）	女	○	広島県公共図書館協会（府中町立図書館長）
	河本 清順（かわもと せいじゆん）	女		特定非営利活動法人シネマ尾道代表理事
	草羽 俊之（くさば としゆき）	男		特定非営利活動法人エス・アイ・エヌ理事長
	関口 昌和（せきぐち まさかず）	男	○	一般財団法人どんぐり財団専務理事
	取釜 宏行（とりかま ひろゆき）	男	○	一般社団法人まなびのみなど代表理事， 大崎海星高等学校魅力化推進コーディネーター
	中村 満（なかむら みつる）	男	○	広島県公民館連合会（廿日市市さいき文化センター館長）
	濱長 真紀（はまなが まき）	女	○	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンターコーディネーター （EPOちゅうごく・中国地方ESDセンターコーディネーター）
	平尾 順平（ひらお じゆんぺい）	男		特定非営利活動法人ひろしまジン大学代表理事
行政関係者	米田 珠美（よねだ たまみ）	女	○	府中町立府中南小学校コミュニティ・スクールサポーター， 家庭教育支援チーム「くすのき」代表
	高田 英弘（たかた ひでひろ）	男	○	広島県都市教育長会（竹原市教育委員会教育長）
	西田 祐三（にしだ ゆうそう）	男	○	広島県町村会（海田町長）
学識経験者	林 孝（はやし たかし）	男	○	広島大学名誉教授，広島大学大学院人間 社会科学研究所客員教授
県議会関係者	下森 宏昭（しももり ひろあき）	男	○	広島県議会議員
報道機関関係者	江種 則貴（えぐさ のりたか）	男	○	株式会社中国新聞社特別編集委員
企業関係者	立石 克昭（たていし かつあき）	男	○	広島県中小企業家同友会代表理事

4 委員の任期

令和3年10月1日～令和5年9月30日（2年間）

広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

名称	広島県生涯学習審議会
根拠規定	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項 社会教育法第15条第1項 広島県生涯学習審議会条例
設置目的及び任務	1 生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、広島県教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について広島県教育委員会又は知事に意見を述べる。 2 社会教育分科会は、社会教育法第13条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議する。
委員の定数	20人以内（社会教育分科会の委員の定数は、15人以内とする。） ※広島県生涯学習審議会条例第2条第1項及び第7条第2項
委員の現員	20人（社会教育分科会15人）
委員の任期	2年間 ※広島県生涯学習審議会条例第3条第1項
報酬 (令和3年度)	10,300円/回
年間開催予定回数	2回程度
選考基準	生涯学習に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、次の基準によって選考する。 1 次の分野から選任する。 学校教育関係者、家庭教育支援関係者、社会教育関係者、行政関係者、学識経験者、県議会関係者、報道機関関係者、企業関係者 2 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。 (1) 最初の任命時において、70歳を超える者 (2) 再任の場合において、任期中に75歳を超えることとなる者 (3) 5期を超える者 3 男女共同参画に努める。